

## 仕様書

### 第1 委託件名

多摩・島しょ魅力発信事業業務委託

### 第2 委託期間

契約締結の翌日から平成32年3月31日まで

### 第3 履行場所

公益財団法人東京観光財団（以下「財団」という。）が指定する場所

### 第4 事業目的

多摩地域及び島しょ地域は、豊かな自然があり、多くの観光資源が存在しているものの、旅行目的地としての認知度の向上や送客数の増加が課題となっている。東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けて、増加が見込まれる外国人旅行者及び国内旅行者を多摩・島しょ地域へ確実に送客するため、様々な情報発信ツールを多角的に活用した国内外への集中的な観光プロモーションを行う。平成31年度は特にラグビーワールドカップ2019にあわせたプロモーションを展開する。

なお、外国人旅行者については、欧米豪地域の旅行者にウエイトを置くこと。

### 第5 定義

本仕様書で使用する「多摩地域」とは、23区及び島しょ地域を除く市町村をいい、「島しょ地域」とは、大島、利島、新島、式根島神津島、三宅島、御蔵島、八丈島、青ヶ島及び小笠原諸島（父島及び母島）をいう。

### 第6 委託内容

#### 1 全体運営

受託者は本事業の履行に当たり、以下の（1）から（7）までに留意すること。

（1）事業目的を踏まえ、以下のアからクまでを行うこと。

ア 事業全体の企画

イ 「TAMASHIMA.tokyo」のWEBサイトの制作・編集・運用

ウ 「TAMASHIMA.tokyo」のSNSの運用

エ WEB・SNS広告の実施

オ VR映像等を活用したイベントの実施

カ 交通広告・屋外広告

キ 観光PRパンフレット及びポスターの制作

ク 効果測定の実施

（2）受託者は本事業の履行に当たり、事業目的を踏まえ、国内・海外それぞれのターゲットの特性に留意しながら全体戦略を企画立案すること。

なお、各地域の主なターゲットは以下のとおり想定している。

国内：東京近郊（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県）在住の20～30代、旅行関  
心層

海外（アジア地域）：訪日・訪都を検討している20～30代

海外（欧米豪地域）：アクティビティ関心層

- (3) 財団と協議の上、詳細なスケジュールや実施内容等を記載した事業計画書を作成し、財団の承認を得ること。
- (4) 事業の実施に当たっては、実施体制の整備、実施業務の詳細について、財団に協議・報告・提案を行いながら進めること。  
また、常時速やかに連絡・調整が可能な事務局機能を確保し、当該事業全体の統括を行うこと。
- (5) 海外向けのPRを行うため、欧米豪地域出身の英語母語話者による編集チーム（以下、英語編集チーム）を設置すること。また、以下の項目を踏まえること。  
ア 制作にあたってはアメリカ英語を使用すること。  
イ ライターは、ライティングの技術及び観光情報又は類似するテーマのライティング経験を有すること。  
ウ 編集は、英語媒体の編集能力を有し、観光情報又は類似するテーマのWEBサイトの編集経験があること。  
エ 制作物の校閲・校正は、英語と日本語のバイリンガル能力を有する者（当該原稿のライターとは異なるもの）が行うこと。  
オ 英語版に関しては英語編集チームにより実施すること。
- (6) 東京都（以下「都」という。）や財団が発信するプレスリリースについて、資料作成や掲載する画像・写真等の提供を、その都度行うこと。
- (7) 国内向けに島しょ地域をPRする場合には、必ず「しまぼ通貨」のPRをあわせて行うこと。
- (8) 海外向けのPRについては、財団内の該当部署と連携し、効果的に実施すること。

## 2 事業全体の企画

PRでは、平成30年度に開発したキャンペーンコピー「TOKYO's new LUXURY」を継続して使用すること。

また、ブランド普及促進ロゴ「TAMASHIMA」及び東京ブランドアイコン「Tokyo Tokyo Old meets New」を積極的に活用すること。

ターゲットやマーケットを把握し、事業の課題や目標を明確にし、PRの方針や構造をコンセプトualに構築すること。

## 3 「TAMASHIMA.tokyo」のWEBサイトの制作・編集・運用

- (1) 本事業のWEBサイト「TAMASHIMA.tokyo」 (<https://tamashima.tokyo/>) に掲載するコンテンツの制作・編集及び維持管理を行うこと。
- (2) WEBサイトの制作・編集・運用を効果的に実施するため、専用の事務局、必要に応じて編集チームを設置すること。
- (3) 基本的なデザイン及び構成は、平成30年度を引き継ぐものとするが、より機能的かつ魅力的なサイトとするための工夫・提案を行うこと。
- (4) WEBサイトの充実に必要なコンテンツ内容等を提案し、財団と協議の上、掲載内容

を決定すること。必要に応じて現地取材を行うこと。

なお、下記の点に留意の上コンテンツ内容を検討すること。

ア 英語版は、欧米豪地域の旅行者の興味や関心をふまえたデザインや構成とすること。既存のコンテンツは必要に応じて整理して活用すること。

イ 日本語版及び英語版には多摩地域の自然の魅力を有する観光スポットを紹介する記事を必ず盛り込むこと。

ウ 分かりやすい画面表示とするだけでなく、印刷する場面も想定したレイアウトとすること。

エ 旅行者等が特定のハッシュタグを掲載の上、インスタグラム上に投稿した写真をトップページに掲載すること。掲載時期や方法については、財団と協議の上決定すること。

(5) 各自治体や観光協会等の保有する情報を有効活用し、ポータルサイトとしての機能を拡充すること。

(6) 多言語ページの繁体字版については、日本語ページと同様の情報量になるよう、充実を図ること。簡体字版・韓国語版については、財団と協議の上、掲載内容を決定すること。

(7) 都や財団が実施する別事業の取組内容について、積極的に記事等で紹介すること。また、必要に応じてバナー作成や相互リンク等の対応をすること。日本語原稿や写真は財団が提供する。

(8) SEO 対策などアクセス件数の向上に関する対策を行うこと。

(9) WEB サイトの PV 数やサイトへの導入経路、滞在時間、直帰率等を、毎月報告すること。その際、改善が必要な場合には、改善策を提案し、財団と協議の上実施すること。

(10) WEB サイトは、受託者が用意するサーバーにて運営すること。

(11) WEB サイトの更新に当たっては、別紙 1 「東京都公式ホームページ作成に関する統一基準」に準拠すること。

ア アクセシビリティの検証の実施

公開するホームページについて、「JISX8341-3:2016」試験実施ガイドラインに基づき、ウェブアクセシビリティの達成等級（A・AA）に準拠しているかを検証し、結果を提出すること。検証対象ページは、以下のとおりとする。検証の結果、問題点が見つかった場合には、委託者に内容を報告後、委託者からの指示により必要に応じて修正を行うこと。

なお、検証結果は、所定の様式で提出すること。

<検証対象ページ>

「ホームページを代表するページ」（以下の 6 ページ）及び「ランダムに選択したページ」（34 ページ）の計 40 ページを対象とする。

- ・トップページ
- ・サブページ（トップページと個別ページの間階層にあるページ）
- ・サイトポリシー

- ・多言語（多言語のページがない場合は、任意のページを選択）
  - ・問合せ
  - ・提供している情報が掲載されている末端のページ
- (12) WEB サイト内で、「東京都公式ホームページ作成に関する統一基準」に準拠していないものは、準拠させること。
- (13) EUにおけるGDPR（一般データ保護規則）等に関する対応を行うこと（例：クッキー利用について、サイトポリシーへの記載やポップアップ表示対応等）。その他、財団と協議の上決定すること。
- (14) Google API Platform に関する対応を行うこと。
- (15) 翌年度以降、受託者が変更になった場合には、遅滞なくWEBサイトが運営できるよう、引継書を作成し、新たな受託者に確実に引継ぎを行うこと。
- (16) その他、財団の依頼に応じ、バナー制作等、必要な対応を行うこと。

#### 4 「TAMASHIMA.tokyo」のSNSの運用

- (1) 本事業専用のSNS（Facebook及びInstagram）を活用し、週2回以上情報発信を行うこと。
- (2) 投稿する内容については、各SNSの利用者に訴求力の高い内容とし、あらかじめ財団と協議の上、決定すること。必要に応じて、過去及び平成31年度に本事業のWEBサイトで制作した記事等も活用すること。
- (3) 本事業のWEBサイト「TAMASHIMA.tokyo」（<https://tamashima.tokyo/>）と連携させた情報の拡散を実施すること。
- (4) より多くのファン数を獲得するため、誘引広告を行うこと。
- (5) SNSでの情報発信・運用を効果的に実施するため、専用の事務局を設置すること。
- (6) リスクマネジメントを見据えた基本方針を作成すること。
- (7) 本事業のイベント等の内容を、可能な範囲でリアルタイムに発信すること。
- (8) SNSのフォロワー数や発信記事への反応等を毎月報告すること。その際、改善が必要な場合には、改善策を提案し、財団と協議の上実施すること。
- (9) 翌年度以降、受託者が変更になった場合には、遅滞なくSNSが運営できるよう、引継書を作成し、新たな受託者に確実に引継ぎを行うこと。

#### 5 WEB・SNS広告の実施

- (1) インターネットから旅行情報を検索する多くの国内及び海外の旅行者へ向け、多摩地域・島しょ地域の魅力を伝える記事を、発信力・影響力のあるキュレーションサイト等へ掲載すること。
- (2) 過去に本事業で制作した動画等を活用し発信力・影響力のある動画サイトにて広告を配信し、視聴につなげるようPR等を行い、動画視聴へ誘導すること。
- (3) 本事業のWEBサイト及びSNSの閲覧者を増やすため、誘引広告を実施すること。
- (4) オンライン広告実施に当たっては、効果的な媒体及び対象のセグメント、広告時期等を提案し、財団と協議の上実施すること。広告は、キャンペーン期間等を設定し、通年に渡り実施すること。特に、7交通広告・屋外広告と連携して実施すること。

と。

(5) 広告媒体に合わせて映像を編集・加工すること。なお、映像の編集・加工費用は、委託料に含む。

(6) 広告実施期間は、毎月効果測定を行い、分析結果を報告すること。分析結果に応じて、ターゲティング等を変更するなど、より効果的な広告を実施すること。なお、効果測定の項目や改善策等は、あらかじめ財団と協議の上、決定すること。

## 6 VR映像等を活用したイベントの実施

平成30年度に制作したVR映像等を活用した認知度向上に向けたイベントを企画し、東京観光情報センター東京都庁及び多摩等において合計2回以上実施すること。実施場所や実施時期については財団と協議の上決定すること。

VR映像を視聴するため機器として、VRゴーグルについては財団が貸与する。

## 7 交通広告・屋外広告

ア ラグビーワールドカップ2019の開催にあわせて来訪する国内外観戦者（特に欧米豪地域からの観戦者）に向けた広告を、以下のとおり実施すること。

(ア) 時期

平成31年8月～9月頃

(ラグビーワールドカップ2019開催期間（平成31年9月20日～11月2日）を踏まえた効果的な時期

(イ) 場所

観戦者の試合会場（東京スタジアム）への動線や滞在中の行動傾向を考慮した場所とし、財団と協議の上実施すること。

その他、観戦者が閲覧する頻度の高い都内の効果的な場所や手法などを提案すること。

(ウ) 掲出内容

平成31年度に本事業で制作したパンフレット、ポスター等を活用すること。必要に応じて、都や財団が実施する別事業の映像、パンフレット、ポスター等も活用することができる。なお、映像については原則として過去に本事業で制作した映像を加工して使用すること。その際、多摩地域と島しょ地域で分け、それぞれ別の映像として加工すること。

また、本広告のために新たに映像等制作する場合には、ターゲットにあわせた効果的な内容を提案し、財団と協議の上制作すること。

イ 上記アと異なる時期に、過去に本事業で制作したPR映像等を都内主要駅や空港等の国内外の旅行者の旅行動線を考慮した場所に掲出すること。掲出日時や場所は、財団と協議の上、決定すること。

## 8 観光PRパンフレット及びポスターの制作

### (1) 観光PRパンフレットの作成

ア 平成28年度及び29年度に本事業で制作したパンフレットの原稿を活用して、新たな情報をもりこみ、パンフレットを作成すること。その際、表紙は、対象国に訴求するデザインに更新すること。

イ 対象言語は、英語及び日本語

ウ 印刷部数は各言語5,000部

(2) ポスターの作成

観光PRポスターを作成すること。7交通広告・屋外広告に必要なサイズ及び部数で作成する他、B1で50部程度作成すること。

(3) 保管場所の確保

PRパンフレット及びポスターの在庫を管理する場所を確保すること。保管に必要な経費は委託料に含める。

(4) 配布・掲出

パンフレット及びポスターは、下記等で配布・掲出すること。

- ・海外で開催される大規模な旅行博等
- ・海外の旅行会社等
- ・東京観光情報センター（東京都庁・羽田空港・京成上野・バスタ新宿・多摩）

その他、財団が指定する場所に配送すること。配送に必要な経費は委託料に含める。

9 効果測定の実施

本事業の今年度の効果検証を実施すること。また、必要に応じて過去の本事業の効果測定結果を活用し、今後の対応策や方向性を示す報告書を提出すること。

効果測定の内容は、財団と協議の上決定すること。

第7 実施報告結果

「多摩・島しょ魅力発信事業委託」実施結果について、報告書（製本した成果物5部及び電子データ2部）を財団に提出すること。

第8 制作物に関する権利の帰属

- 1 本件委託においては、著作権の取扱いに十分注意すること。
- 2 本件委託の履行に伴い発生する成果物に対する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条の権利を含む。）は、全て財団に帰属するものとする。つまり翻案権および二次的著作物の権利についても委託者のものとなるよう手配すること。ただし、第三者の著作物を利用する場合には、当該第三者から受託者が適切な許諾を得ておくこと。
- 3 本件委託により得られる著作物の著作者人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。また、受託者は本件委託における制作物の制作に関与した者について著作権を主張させず、著作者人格権についても行使させないことを約するものとする。  
ただし、財団が本件制作物を再編集などの改変を加えて利用する場合、財団は事前に受託者に通告し、承認を得るものとする。
- 4 本件に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合には、使用の際、あらかじめ財団に通知するとともに、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続きや使用権料等の負担と責任は、全て受託者が負うこと。
- 5 上記1、2、3及び4の規定は、第9により第三者に委託した場合においても適用

する。受託者は、第三者との間で必要な調整を行い、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続きや使用権料等の負担と責任を負うこと。

6 その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定するものとする。

## 第9 支払方法

契約代金の支払いについては、委託完了後に一括で行う。

## 第10 第三者代行の禁止

本委託業務は、原則として第三者に再委託させてはならない。ただし、事前に文書により財団と協議し、承認を得た事項については、第三者に委託して行うことができる。

## 第11 個人情報の保護

- 1 受託者は、本契約の履行にあたり、財団の保有する個人情報の取扱いについては、別紙2「個人情報に関する特記事項」を遵守すること。
- 2 受託者は、本契約の履行に関連する受託者独自の個人情報の取扱いについては、前記「個人情報に関する特記事項」の規定に準じて、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

## 第12 環境により良い自動車利用

本契約の履行に当たって自動車を利用し、又は利用する場合は、次の事項を遵守すること。

- 1 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）第37条のディーゼル車規制に適合する自動車であること。
- 2 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車であること。

なお、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。

## 第13 その他

- 1 本契約は、平成31年度東京都予算が東京都議会において委託契約前に可決・成立し、平成31年度東京観光財団収支予算が平成31年3月31日までに東京観光財団理事会で承認された場合において、平成31年4月1日に確定するものとする。
- 2 受託者は、業務の詳細について、財団の担当者及び関係者と十分な打ち合わせを行い、業務の目的を達成すること。
- 3 事故等が発生した場合は、速やかにこれを処理し、直ちに財団に連絡すること。
- 4 本仕様書に疑義がある場合は、財団と事前に協議すること。
- 5 この契約にかかる費用は、特に仕様書に記載のあるものを除き、全て契約金額に含まれるものとする。

担当者連絡先：公益財団法人東京観光財団地域振興部事業課

電話 03-5579-2682

FAX 03-5579-8785